

上富田町総合事業単位表

サービスコード表

区分	コード表 種類	サービス内容略称 項目	算定項目	合成単位数 算定期間
通所介護相当サービス A 6 第1号通所事業	1113	事業対象者・要支援1 1月の中で全部で4回まで		436単位
	8003	通所型独自サービス2 1	利用者の数が利用定員を超える場合 ×70%	305単位
	9003		看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 ×70%	305単位
	1123	事業対象者・要支援2 1月の中で全部で8回まで ※事業対象は特別な理由により要支援2の区分支給限度額適用者		447単位
	8013	通所型独自サービス2 2	利用者の数が利用定員を超える場合 ×70%	313単位
	9013		看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 ×70%	313単位
	C215	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算	事業対象者・要支援1 事業対象者・要支援2	▲4単位 ▲4単位
	C216	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算2 2		
	D215	通所型自業務継続未策定減算	事業対象者・要支援1 事業対象者・要支援2	▲4単位 ▲4単位
	D216	通所型自業務継続未策定減算2 2		
	8112	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位の5%加算(1回)	
	6207	通所型独自サービス同一建物減算3	1月当たりの回数を定める場合	94単位減算 ▲94単位
	5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合	(片道につき) 47単位減算 ▲47単位
	6109	若年性認知症受入加算	240単位加算(1月)	240単位
	5010	生活機能向上グループ活動加算	100単位加算(1月)	100単位
	6116	栄養アセスメント加算	50単位加算(1月)	50単位
	5003	栄養改善加算	200単位加算(1月)	200単位
	5004	口腔機能向上加算	口腔機能向上加算(1)	150単位
	5011	口腔機能向上加算	口腔機能向上加算(II)	160単位加算(1月) 160単位
	6310	一體的サービス提供加算		480単位加算(1月) 480単位
	6011	(1)サービス提供体制強化加算(I)	①事業対象者・要支援1 ②事業対象者・要支援2	88単位加算(1月) 176単位
	6012	(2)サービス提供体制強化加算(II)	①事業対象者・要支援1 ②事業対象者・要支援2	72単位加算(1月) 144単位
	6107	(3)サービス提供体制強化加算(III)	①事業対象者・要支援1 ②事業対象者・要支援2	24単位加算(1月) 48単位
	6108	生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)		100単位加算(1月) 100単位
	6109	生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200単位加算(1月) 200単位
	6200	口腔栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)		20単位(1回) 20単位
	6201	口腔栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)		5単位(1回) 5単位
	6311	科学的介護推進体制加算	40単位	40単位
	6100	①介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	+ 所定単位の82/1000	
	6110	②介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	+ 所定単位の90/1000	
	6111	③介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	+ 所定単位の80/1000	
	6380	④介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	+ 所定単位の84/1000	
	6381	⑤介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(一)介護職員等処遇改善加算(V)(1) (二)介護職員等処遇改善加算(V)(2) (三)介護職員等処遇改善加算(V)(3) (四)介護職員等処遇改善加算(V)(4) (五)介護職員等処遇改善加算(V)(5) (六)介護職員等処遇改善加算(V)(6) (七)介護職員等処遇改善加算(V)(7) (八)介護職員等処遇改善加算(V)(8) (九)介護職員等処遇改善加算(V)(9) (十)介護職員等処遇改善加算(V)(10) (十一)介護職員等処遇改善加算(V)(11) (十二)介護職員等処遇改善加算(V)(12) (十三)介護職員等処遇改善加算(V)(13) (十四)介護職員等処遇改善加算(V)(14)	+ 所定単位の88/1000 + 所定単位の76/1000 + 所定単位の78/1000 + 所定単位の74/1000 + 所定単位の65/1000 + 所定単位の63/1000 + 所定単位の66/1000 + 所定単位の60/1000 + 所定単位の54/1000 + 所定単位の45/1000 + 所定単位の63/1000 + 所定単位の43/1000 + 所定単位の44/1000 + 所定単位の33/1000
	6382			
	6383			
	6384			
	6385			
	6386			
	6387			
	6388			
	6389			
	6390			
	6391			
	6392			
	6393			
	6394			

※「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する通所型サービスを利用する場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供強化体制加算」、「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定期間